



ほけんだより

令和2年5月8日
川前小学校
保健室だより No. 2

新型コロナウイルスの感染症対策のため、5月末まで臨時休業が続くことになりました。子供たちは、長い期間、自由に外出や友達と遊ぶことができず、ストレスの多い日が続いていると思います。また生活リズムが乱れたり、体力が落ちたりすることも考えられます。学校再開時に向けて、徐々に生活習慣を整えていきましょう。保護者の皆様もストレスが続くと思いますが、子供たちとたくさん会話やスキンシップをとり、心の健康にも気をつけていただくようお願いいたします。



登校日の提出物について 健康診断について

3月の登校日（1年生は4月）に、以下の書類等を透明なクリアファイルに入れて、児童に渡しました。登校日に回収しますので、ご記入の上、お子さんに持たせてください。

透明ファイルに入れて提出するもの

- ①保健調査関係調査票
- ②心とからだの健康調査票
- ③スポーツ振興センター同意書
(掛け金は口座引き落としになります。
記入月日を5月中に訂正をお願いします。)
- ④児童連絡票 ⑤緊急時児童引き渡しカード
- ⑥わたしの通学路

新型コロナウイルスによる臨時休業の影響で、今年度は校医検診や尿検査等の検査機関による検査は日程を再度調整することになりました。決まり次第お知らせいたします。学校職員で実施可能な検診（身長・体重・視力・聴力）は、学校再開後実施いたします。



マスクについて

1 政府より、児童に布マスクが配付されました。

学習課題と一緒に、1人1枚マスクを配付しますのでご確認ください。洗って使えば1ヶ月は使用可能ですので、ご利用ください。後日もう1枚配付する予定です。

2 必ずマスクを着用させて登校させてください。

飛沫感染防止のために、給食の時間以外は全員にマスクを着用させて授業を行います。登校のときから着用させていただきようお願いします。

3 マスクは記名し、予備のマスクも持たせてください。

子供たちは、学校にいるとマスクを落としたりなくしたりすることがあります。また忘れることもあると思いますので、必ず予備のマスクを持たせるようお願いいたします。



4 マスクは毎日洗うようにしましょう。

スポーツ振興センター災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」とは、学校の管理下で児童生徒の災害（けが等）が発生した時に、その治療費や見舞金が給付される制度です。「子ども医療費助成制度」を使われた方も給付されます。今年度もほとんどの児童に加入していただきました。手続きについては以下の通りです。

①けが・(病気)の発生

学校で手当をし、必要な場合には病院の受診をお願いします。学校から書類をお渡しします。

★学校の管理下とは？

授業中、休み時間、課外活動（校外学習、野外活動、修学旅行など）、登下校中等

★病気とは？

学校の管理下の行為によるもので、文部科学省令で定められたもの。

②病院受診



病院で書類に記入してもらってください。月末までにその月の書類を提出してください。

病院を受診し、初診から治癒までにかかった診療報酬点数が500点以上で給付の対象になります。薬等の点数も加算されます。
※「子ども医療費助成制度」を利用した場合でも、診療報酬点数が500点以上であれば対象となります。

③書類提出

学校で給付の手続きをします。給付が決定しましたら通知します。

④給付金受け取り

保護者の方に来校していただき給付金をお渡しします。

お知らせ

今年度も養護教諭の飯塚亜貴子が、保健室を担当します。どうぞよろしくをお願いします。

学校医の先生方を紹介します

*管理校医（内科）	佐藤 昇一先生	上愛子クリニック
*耳鼻科校医	陳 志傑 先生	広瀬耳鼻咽喉科
*眼科校医	渡邊 大助先生	平成眼科病院
*歯科校医	畑 弘子 先生	はた歯科こども歯科
*薬剤師	遠藤 尚美先生	くすりのアイアイ

